

# くらしのサポーター

徳島県消費者情報センター

通信

2021  
2月号

No.172

## 新型コロナウイルスワクチン接種

～行政機関等をかたった「なりすまし」に注意！～

全国の消費生活センター等には、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のために必要と  
かたり、金銭や個人情報をごまかしとろうとする電話等に関する相談が寄せられています。

### <相談事例>

- ・保健所を名乗る者から「新型コロナウイルスのワクチンが接種できる。後日全額キャッシュバックされるので10万円を振り込むように。」との電話があった。(80歳代 女性)
- ・「新型コロナウイルスのワクチンが無料で受けられます。家は借家ですか、持家ですか」等と質問する不審な電話があった。(80歳代 女性)
- ・「新型コロナウイルス予防接種が優先的に打てる」といった内容のSMSが届いた。大臣名が記載されているほか、URLも記載されており不審だ。(30歳代 男性)

### <消費者へのアドバイス>

#### ◎ワクチン接種は無料です！

摂取を受ける際の費用は全額公費です

#### ◎電話やメールで個人情報を求めることはありません！

市区町村から「接種券」「接種のお知らせ」が届きます



市区町村等が、ワクチン接種のために金銭や個人情報を電話・メールで求めることはありません。少しでもおかしいと感じたとき、困ったときは一人で悩まず、専用消費者ホットライン0120-797-188または消費者ホットライン188にご相談ください。

～新型コロナワクチン詐欺に関する相談を受け付けます～

独立行政法人  
国民生活センター

**新型コロナワクチン詐欺**  
**消費者ホットライン**

フリーダイヤル  
**0120-797-188**  
(通話料無料)

受付時間：10時～16時（土日祝日含む）  
対象地域：全都道府県

※050から始まるIP電話からはつながりません。  
※おかけ間違いにご注意ください。

【国民生活センターより】

困ったとき、心配になったときは、  
消費者ホットライン

い や や

 **188**

最寄りの消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内し、消費生活相談の最初の一歩をお手伝いします。

くらサポ川柳



阿南市 トラちゃんさん	ちよつと待て ほんとに必要？ その○○○	松茂町 つくもはじめさん	津波時は デイスタンス無視 まず逃げる
----------------	----------------------------	-----------------	---------------------------

## 不正利用かも！？利用明細は必ず確認

全国の消費生活センター等に、「クレジットカード会社から利用した覚えのない請求があった」という相談が寄せられています。

### <相談事例>

・クレジットカード会社から代金の引き落としができないと、確認の電話が来た。慌てて利用明細を見ると、先月3回に渡って、計50万円以上の心当たりのない請求があった。カード会社に問い合わせ、教えてもらった請求先に連絡をすると、私名義での購入の履歴はないと回答があった。

(70歳代 男性)

### <消費者へのアドバイス>

◎利用明細は必ず毎月確認しましょう。クレジットカードを利用した際の伝票や注文確認メール等は保管しておき、日付や金額等を利用明細と突き合わせて確認しましょう。また利用明細には、店舗名とは異なる記載がされていることもあります。

◎覚えがなくても家族がカードを利用している可能性もあるので、家族にも確認してみましょう。

◎第三者による不正利用のおそれもあります。疑われる場合は、早急にカード会社に連絡しましょう。

## 親のカードでオンラインゲームに高額課金！

全国の消費生活センター等に、「親が知らない間に子どもが無断でオンラインゲームに課金してしまった」という相談が多く寄せられています。

### <相談事例>

・小学生の息子が、家族共用のタブレット端末でオンラインゲームの有料アイテムを数日間のうちに次々に購入し、総額150万円以上も課金していた。タブレット端末には、父親のクレジットカード情報が登録されたままになっており、子どもが使う際も、利用できるようになっていた。(小学生男児)



### <消費者へのアドバイス>

◎スマートフォンやタブレット端末などにクレジットカード情報を登録したままにしておくと、子どもが端末使用時に自由に課金できてしまいます。保護者は、カード情報を削除しておくなど、クレジットカードの管理を適切に行いましょう。

◎クレジットカードの利用毎にメール等で通知されるよう設定し、日ごろから状況を確認しましょう。

◎子どもが使う端末ではペアレンタルコントロール等を利用し、購入・支払いなどの制限をかけることも有効です。

【国民生活センターより】

## 《コラム》適格消費者団体について ～県消費者法務相談員：中川まな美(弁護士)～

適格消費者団体という言葉を知っていますか。

これは、消費者契約法に基づき、内閣総理大臣の認定を受けた団体で、「不当な勧誘」「不当な契約条項」「不当な表示」などの事業者の不当な行為をやめるように求めることができるものです。

例えば、みなさんが事業者と何か高額な買い物をする契約をしたとして、契約条項の中に「何があっても絶対に解約できない」という記載があったとします。そうすると、実際に解約をする予定がなくても、不安になってしまいますよね。また自分は、この条項によってトラブルが生じることはなかったとしても、他の人が同じ契約をしたときにトラブルになるかもしれません。こんなとき、適格消費者団体に情報を提供すると、適格消費者団体は、調査・分析し、不当と認めた場合、事業者に対して、当該契約条項の改善を求めます。

最近では、銀行等の金融機関の「お金を借りていた人が死亡した場合、相続人に一括返済を求めることができる」旨の契約条項が消費者契約法に反するとして、適格消費者団体がこのような条項の削除を求める事例が相次いでいます。

適格消費者団体は、日本全国各地に次々と設立されており、四国の中では、愛媛県に1つあります。これらは、民間団体であり、行政とは異なる視点で、ある程度自由に活動することができ、消費者の声を事業者に届けやすくするなど、消費者市民社会の発展に資するものと言えます。

このような適格消費者団体が徳島にも設立されることを期待します。

## 【ご案内】四国はひとつ

消費者行政・消費者教育推進セミナー in香川  
～SDGsの実現に向けて～

四国4県の消費者や事業者等がSDGsの実現に向けて消費者行政・消費者教育への意識を高め、連携して課題解決に取り組もうとする機運の醸成を図り、四国4県における「消費者市民社会」の確立を目指すことを目的として開催します。

今年度は、香川県が主体となって実施。消費者の「エシカル消費」と事業者の「消費者志向経営」をテーマに消費者志向経営自主宣言事業者でもあるサラヤ株式会社の更家社長に基調講演をいただき、パネルディスカッションでは、消費者庁新未来創造戦略本部次長をモデレーターに四国4県から事業者、団体、行政、教育の各分野からご登壇いただきSDGsの実現に向けた取り組みについてディスカッションをしていただきます。

日時 令和3年3月18日（木）13時～15時

開催形式 Webセミナー（ZOOMウェビナー）

テーマ 消費者と事業者が目指すSDGsの実現に向けた取組

## 1. 挨拶

香川県知事 浜田 恵造  
徳島県知事 飯泉 嘉門

## 2. 基調講演

「Value Chainは消費者から」サラヤ株式会社 代表取締役社長 更家 悠介

## 3. 取組報告

「消費者庁新未来創造戦略本部について」消費者庁新未来創造戦略本部 次長 日下部 英紀

## 4. パネルディスカッション

<モデレーター> 消費者庁新未来創造戦略本部 次長 日下部 英紀

<パネリスト>

徳島県 株式会社広沢自動車学校 代表取締役会長 祖川 康子

香川県消費者団体連絡協議会事業部長、高松市消費者団体連絡協議会 会長 橋田 行子

愛媛県県民環境部県民生活課 課長 青野 健治

高知県立消費生活センター 消費者教育推進担当 松崎 周



## 申し込み

1. 専用申込フォームよりお申込みください。専用申込フォームQRコード→  
申込フォームURL <https://forms.gle/XRWfv58f77jnxPrN8>

2. 専用申込フォームをご利用いただけない方は、必要事項をご記入の上、  
メール、FAXにて送付ください。

（必要事項）メールアドレス、お名前、ご所属、電話番号、登壇者への質問事項

申込メールアドレス [shohishaseisakuka@pref.tokushima.jp](mailto:shohishaseisakuka@pref.tokushima.jp)

FAX番号 088-621-2979

3. 申込期間

3月16日(火)17:00まで



## 注意事項

- ・当セミナーはZoomのウェビナーにて開催します。パソコンかタブレットでご参加ください。
- ・セミナー開催日の1週間前から前日までに、セミナーへの招待メールを順次送信いたします。
- ・参加申込がシステムの上限（500名）に達した場合、募集を締め切らせていただきます。
- ・やむを得ない事情により、開催を変更・中止する場合があります。

## 問い合わせ

徳島県危機管理環境部消費者くらし安全局消費者政策課

TEL 088-621-2499 FAX 088-621-2979

メールアドレス [shohishaseisakuka@pref.tokushima.jp](mailto:shohishaseisakuka@pref.tokushima.jp)



## くらしのコラム

人事を尽くして～後は神頼み～

幾つかの散歩道の一つに天満宮がある。この神社も2月の寒い日に小さな花を咲かせる。文字通りの一輪ほどの暖かさを感じさせ、日を置かずに枝いっぱいの花が咲き誇る。梅には凛とした厳しさに向かう強さがある。

この季節は、大学の受験を控えている生徒さんには私立大学の入試が始まる。受験生のお守りの中でも、大宰府や京都の北野天満宮のお守りはありがたく人気があるが、近くの神社も変わらないご利益はある。

隣町の天神社（事代主神社内）は9月に祭典がある。受験の季節ではないが、これは農家にとって大事な雷封じである。天神社が各地の神社の中に祀られているのはそのためである。

天神社への期待、有難味も変化して来たのである。

くらしのサポーター 三原茂雄

## 絵てがみ



くらしのサポーター 福谷洋介

くらしのサポーターの皆様の投稿大歓迎！

くらサポ川柳への投稿，地域のイベント宣伝や活動報告など，掲載したいことがありましたら，お気軽におたずねください！

お問い合わせ先：徳島県消費者情報センター

〒770-0851 徳島市徳島町城内2番地1 とくぎんトモニプラザ 5階

・相談電話 ☎ 088-623-0110 ・啓発受付 ☎ 088-625-8285

・事務担当 ☎ 088-623-0612 ・ファクシミリ 088-623-0174

【電子メール】 t-shouhi@mail.pref.tokushima.jp

【ホームページ】 <https://www.pref.tokushima.lg.jp/shohi/>

